

## 答申にあたっての考え方

### 1 前文について

後期基本計画策定時に豊島区が目指す姿として、「文化と品格を誇れる価値あるまち」に「安全・安心を創造し続けるまち」が加えられ、様々な都市像の集大成として「安全安心創造都市」が位置づけられました。また、平成23年3月の東日本大震災の発生により、区民生活の安全・安心の確保について更なる必要性が増すこととなっています。

安全・安心は、区民全員の願いであるとともに、安全・安心の確保は、区民、事業者等、区が協働により推進していかなければならないものです。正に住民自治によって目指すまちの姿であり、コミュニティと協働の柱となるものです。その目指す姿を地域社会の将来展望のなかに加えるべきであると考えます。

### 2 コミュニティを基盤とする活動の原則について

地域のあらゆる主体が連携し、見守りの眼を行き届かせることによって安全安心を実現することができます。安全・安心は豊かさの前提にあるものであり、前文の趣旨を明確にするためにも、コミュニティを基盤とする活動の原則の目的に安全・安心の考え方を加えるべきであると考えます。

### 3 区の役割について

条例制定時に、構想として示されていた地域区民ひろばが、平成18年4月で8地区での本格実施から、現在では、18地区22か所で運営され、年間利用者72万3千人、年間事業数は約12,000件にもなる事業展開を行っており、地域における活動の拠点として広く浸透してきました。

コミュニティは区民の主体性に委ねられるものであり、区には側面からの支援が求められています。地域区民ひろばの趣旨に鑑み、区民の自発的、主体的な活動を今後も積極的に支援していくことを明確にする必要があると考えます。

### 4 セーフコミュニティについて

セーフコミュニティは地域社会にかかわる多様な主体による協働の柱として位置付けられるものであり、横断的な連携・協働を積極的・継続的に推進していかなければなりません。「第4章区政への参加、協働」の中の「第3節協働」の中に、安全安心創造都市実現のツールとして、豊島区のセーフコミュニティを自治の最高規範である本条例に定義し、明確に位置付けることで、協働のまちづくりの実現を目指すべきであると考えます。